

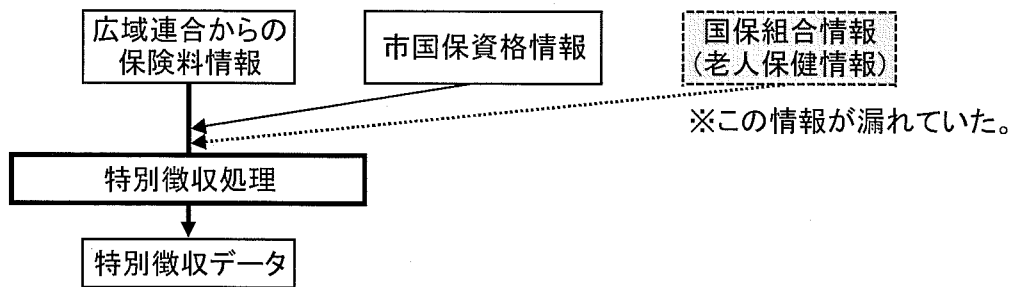
後期高齢者医療保険料特別徴収の対象者漏れについて

平成20年6月2日
保健福祉部

平成20年4月1日に、「後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書」及び「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を該当する被保険者に送付し、4月15日に特別徴収として保険料を年金から天引きし納めていただいたところですが、「国民健康保険組合加入者」であった方521人のうち、特別徴収を行うべきであった「386人」の被保険者について、特別徴収から漏れていたことが判明したので、その概要を報告します。

1 国民健康保険組合加入者であった方のうち特別徴収となる被保険者が漏れた原因

国民健康保険（盛岡市国民健康保険+国民健康保険組合）に加入されていた方から、特別徴収（年金からの天引き）をするデータを平成19年12月に作成するに当たり、「国民健康保険組合加入者」の情報（老人保健情報）を加えないまま処理を行い、平成20年1月に年金保険者あて提出したものです。



2 特別徴収について

後期高齢者医療保険料の納付については、年金額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1以下の方の場合には、特別徴収（年金から天引き）をすることとなっているものです。

○ 当初の予定（年金から特別徴収できる方）

国民健康保険組合	4月	6月	8月	10月	12月	2月
盛岡市国民健康保険	4月	6月	8月	10月	12月	2月
被用者保険	被保険者(本人)	7月,8月,9月「普通徴収」		10月	12月	2月
	被扶養者	(4月～9月)保険料免除			10月	12月



○ 今回の結果（年金から特別徴収できる方）

国民健康保険組合	—	7月,8月,9月「普通徴収」	10月	12月	2月
「特別徴収」					
盛岡市国民健康保険	上記に同じ				
被用者保険					
被保険者(本人)	上記に同じ				
被扶養者					

3 該当する方々への対応について

保険料に係る納付方法について、「お詫びの文書」を5月の連休明けに送付し、併せて、電話により説明を行い、理解をいただいたところです。

なお、お詫びの文書を送付した方のうち、送付用リストの作成処理の誤りから、亡くなられた方9人に対し送付したことが判明したことから、該当者のご家族に、電話及び自宅訪問等により、謝罪したところです。